

説明資料
令和7年12月23日
住宅政策課

秋田市空家等対策計画(素案)へのご意見募集について

全国的に空き家等に関する問題が深刻化するなか、本市においても人口減少や少子高齢化の進展により空き家等が急速に増加しており、管理が不十分な空き家等による倒壊の危険性や衛生上又は景観上での周辺環境への悪影響が懸念されます。

このため、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和6年3月に「秋田市空家等対策計画」を策定し、空き家等対策に取り組んでまいりましたが、令和7年7月に実施した「町内会に対する空き家の実態調査結果」等を踏まえるとともに、令和7年度末に改定予定である上位計画の「第2期秋田市住生活基本計画」との整合性を図るため、このたび計画を改定します。

つきましては、広く市民の皆様から計画の素案に対するご意見を募集いたしますので、ご協力をお願ひいたします。

1 意見募集期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月21日（水）まで

2 閲覧資料および閲覧場所

(1) 閲覧資料

- ・秋田市空家等対策計画（概要版）・・・・・・・・・・・・別紙1
- ・秋田市空家等対策計画（素案）・・・・・・・・・・・・別紙2

(2) 閲覧場所

- ・市のホームページ（広報ID 1048936）
<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1040709/1048936.html>
- ・秋田市役所4階 都市整備部住宅政策課
- ・秋田市役所1階 市民の座
- ・北部、西部、南部、東部、河辺、雄和の各市民サービスセンター（中央、南部別館を除く）
- ・駅東サービスセンター（アルヴェ1階）

3 意見提出方法

計画(素案)に対するご意見と、住所、氏名、連絡先を別添の意見提出用紙に記入し、資料閲覧場所にある回収箱に投函するか、郵送または電子メールにより提出してください。

なお、住所、氏名、連絡先の記入がないものや、口頭でのご意見はお受けできません。

(1) 郵送の場合

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所住宅政策課

(2) 電子メールの場合

ro-cshs@city.akita.lg.jp

4 ご意見の取扱い

- （1）ご意見の内容は、住所、氏名など個人情報を除き、原則、公表します。
- （2）ご意見に対して個別の回答はいたしません。
- （3）いただいた意見書は返却いたしません。

担当 秋田市都市整備部住宅政策課
空き家対策担当 佐川
直通 018-888-5770